

入 札 公 告

令和7年3月14日

次のとおり一般競争入札に付します。

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団理事長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
食品B（単価契約）
- (2) 品名、規格及び発注予定数量等
仕様書による。
- (3) 納入期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 予定価格
非公表とする。
- (5) 納入場所
仕様書による。
- (6) 入札方式
入札後資格確認型一般競争入札（開札後に入札参加資格の有無を確認）
- (7) 入札方法
 - ア 入札は、紙面による入札で行う。
 - イ 入札金額は、総価を記載すること。なお、総価の算出は入札金額内訳書によることとし、入札書の入札金額（参考総価金額）は、入札金額内訳書に記載した総価とする。
 - ウ 入札金額内訳書に記載する単価については、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、契約に当たっては、入札金額内訳書に記載された各々の単価に、当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって各々の契約金額とする。
 - エ 入札参加者は、入札書及び入札金額内訳書を同時に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合及び入札金額内訳書に計算の誤りがある場合は、その者がした入札を無効とする。

2 入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 広島市競争入札参加資格「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「12-01 食品」に登録している者であること。
- (4) 入札公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていないこと。
- (5) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布方法

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団（以下、「事業団」という。）のホームページ(<http://www.hge.city.hiroshima.jp/>)の「入札情報」からダウンロードすることができる。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

事業団のホームページ（前記3に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードすることができる。

(2) 入札書・入札金額内訳書、仕様書等の配布方法

事業団のホームページからダウンロードすることができる。

(3) 担当部署（問い合わせ先）

〒739-1743

広島市安佐北区倉掛三丁目50番1号

広島原爆養護ホーム倉掛のぞみ園

電話 082-845-5025

(4) 入札書・入札金額内訳書の提出方法

後記(6)の開札日時に、開札場所に持参して提出すること。なお、郵送・電送等その他の方法は認めない。

(5) 入札回数

ア 入札は初度、再度及び再々度の3回とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

エ 再度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格がない場合は、直ちに再々度の入札を行う。

オ 再度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再々度入札に参加できない。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月25日（火） 午前11時00分

イ 場所 広島市安佐北区倉掛三丁目50番1号

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団

広島原爆養護ホーム倉掛のぞみ園

(7) 開札の立ち会い等

- ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと。(立ち会うことができる者は、1者につき、1名とする。)
- イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。
- ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)を提出しなければならない。

(1) 提出先

前記4(3)に同じ。

(2) 提出部数

1部とする。なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 提出期限

開札日の午後5時まで。

なお、提出期限までに提出できないときは、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう事前に準備をしておくこと。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定までの間に前記2(3)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

前記6により一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

8 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除とする。

(3) 入札の無効 次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正した入札
- エ 再度入札又は再々度入札を実施する場合において、初度入札又は再度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札
- オ 入札書に記名押印がない入札
- カ 入札書の記入文字が明確でない入札
- キ 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から 2 通以上の入札書が提出された入札
- ク その他広島市契約規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札
- ケ 入札金額内訳書の提出がない入札
- コ 入札書の入札金額と、入札金額内訳書に記載した総価が一致していない入札
- サ 入札金額内訳書の積算が誤っている入札

(4) 契約保証金

要。ただし、事業団会計規則第 15 条に該当する場合（事業団を被保険者とする履行保証保険を締結したとき又は契約を締結しようとする日から過去 2 年間に国、地方公共団体又はその外郭団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているときなど）は免除する。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) 契約締結

- ア 落札者は、事業団から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。
- イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として契約予定金額の 100 分の 5 に相当する額を事業団に支払わなければならない。